

会議案第5号

議員派遣の件

令和6年9月12日

本議会は、士幌町議会会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

士幌町議会議長 河口 和吉

記

1 道外先進地行政視察（第1視察団）

- （1）目 的 地方行政に関する先進地の実状と地方分権に対応した議会の活性化に資するため
- （2）派遣場所 岩手県、青森県
- （3）期 間 令和6年11月20日から令和6年11月22日までの3日間
- （4）派遣議員 森本 真隆 山中 明裕 伊藤 健蔵 成田 哲也
曾我 弘美 秋間 紘一 河口 和吉

2 道外先進地行政視察（第2視察団）

- （1）目 的 地方行政に関する先進地の実状と地方分権に対応した議会の活性化に資するため
- （2）派遣場所 宮城県
- （3）期 間 令和6年11月18日から令和6年11月20日までの3日間
- （4）派遣議員 中村 貢 矢坂 賢哉 牧野 圭司 大西 米明
西山 伸宏